第１号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和８年１月１５日
担当課・室の長殿

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

[redacted]

下記について、照会します。
なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

１．法令名及び条項
貨物自動車運送事業法第３条及び第２条第２項

２．将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
建機メーカーＡから当社Ｂはリースで車両を借り受けます。それをサブリースでお客様Ｃ（当然複数社の顧客がいますが便宜的にＣとまとめます）に貸し出します。サブリースなので車検証上に当社の名称は表示されず、最終的な車検証の状態としては「所有者：建機メーカー」「使用者：エンドユーザー（当社が貸し出すお客様）」となります。この建機を当社が自家用トラックでお客様の車庫まで運賃をもらって運びます。

３．当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠
車検証の記載状態によって考え方が変わると思っていますが、基本的には合法であり貨物自動車運送事業法許可は不要と考えます。
（パターン１）
運ぶ建機の車検証の所有者が当社Ｂになれば自己所有物なのでＣから運賃をもらい、Ｂの自家用トラックで運ぶことは違法でないと考えます。しかし、貨物自動車運送事業

国土交通本省
自貨　第　　号
-8.1.19

法第２条第２項では「他人の需要に応じ、有償で」とあります。この文章が「他人の貨物を、有償で」となっていれば違法でないことは明確なのですが、自己所有物を今回は他人Ｃの需要に応じて有償で運送することになるので、たとえ自己所有物であっても「他人の需要に応じ、有償で」運ぶとなると貨物自動車運送事業許可が必要になるのではないかと若干の不安を感じています。なぜ他人の需要にあたるかというと、Ｃからの依頼つまり需要がなければこの建機を運ぶことはありえないからです。また、お客様がご自身で弊社車庫まで建機を取りに来る方からは運賃はもらわず、当社からお客様車庫まで運ぶときに運賃をもらうので、どうしても運賃という取扱いになります。

（パターン２）

運ぶ建機の車検証の所有者が建機メーカーＡの場合、車検証上の記載には当社Ｂは載ってこないが、Ｂは契約上はサブリースの転貸者になり、その管理権を得ているわけなので当該建機車両の所有者に準ずると考えます。車検証上の公証はされていませんが実質の所有はＢにあります。その時、パターン１が合法であれば同じく合法だと考えます。パターン２が違法であれば同じく違法とならざるをえません。

もし、そもそも当社Ｂが所有者とはみなされずまったく他人という立場になるのであればすべての運送が貨物自動車運送事業の許可対象となってしまう可能性はありますが、やはり考証としての車検証にＢが記載がないとしても実体の管理としてはＢがしているのでパターン１の回答と同じものになるべきと考えます。

４．公表の延期の希望（希望する場合のみ）

とくにありません

５．連絡先

[redacted]

第２号様式

法令適用事前確認手続　回答書

令和８年２月１９日

[redacted]

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和８年１月19日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

１　回答

照会のあった事実に関しては、運送の対価としての有償性がない場合には、貨物自動車運送事業法第３条の適用対象とならないと考えられる。

２　当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

本件運送行為については、B の建機に係るリース業の一環として密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為がリース業の過程に包摂しているものと認められ、名目の如何にかかわらず運送の対価としての有償性がない場合には、貨物自動車運送事業法第３条の適用対象とならないと考えられる。

なお、運送事業以外の事業に付帯して密接不可分のものとして行われるものであるかどうか、有償性を有するものであるかどうか等については、個々の事案ごとに判断することとなる。

個別具体のご相談については、運輸局及び運輸支局へお問い合わせください。

第１号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和８年１月１５日
担当課・室の長殿

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
[redacted]

下記について、照会します。
なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

１．法令名及び条項
貨物自動車運送事業法第３条及び第２条第２項

２．将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
建機をサブリースして顧客に貸出し、当該建機を客先まで搬送します

３．当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠
令和８年２月19日に（貨物自動車運送事業法第２条第２項、第３条）の抵触するかどうかについて法令適用事前確認手続の回答をいただきましたが、最も重要な点について回答が無かったので再確認します。前回の回答では密接不可分であるとは確認が取れましたが、その際に有償性が無ければ運送業許可は不要という回答がありました。肝心なのは以下のように有償性がある場合の確認ですし、前回も有償性がある前提で確認をしています。

（前提）
建機はサブリースなので、元の所有権は元所有者（弊社から見たら貸主）に残っており、弊社は転貸権者となります。建機は顧客が自身で弊社置き場に取りに来る場合もあります

国土交通本省
自貨 第 号
-8.4.14

し、弊社が客先まで積載車に載せて搬送する場合もあります。前者に比べて後者は当然コストがかかるので、お客様に請求する金額は、後者の方がその搬送コスト分だけ大きくなります。お客様で取りに来てくれるケースと弊社が運ぶケースで総額が同じことありえません。建機というとても大きなモノを無償で運ぶなんてことは、コストと事故などのリスクから考えて、どの会社でもありえないからです。

「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（令和８年２月10日付け事務連絡）」建設事業Q&A（令和８年３月31日時点）（以下、Q&A）を読むと「生業と密接不可分であり、当該業務に付帯するものと認められる場合であって、運送の対価としての有償性がない場合には、許可は不要になると考えられます。」とあります。前回の回答で本業における搬送行為は「生業と密接不可分」という回答はいただいております。当然、Q&Aのすべてのケースで、密接不可分な運送行為についてコストがかからないことはありえませんし、今回もそれと同様です。あとは「運送の対価としての有償性がない」状態にさえすればQ&Aにあるとおり運送業許可は不要ということになります。実際は有償性がないことはありえない中で「運送の対価としての有償性がない」状態するのは理論上、請求書の書き方を工夫するしか手段はありません。

そこで、「建機リース代」など一括計上し「運送費」を項目として計上しないようにし、運送の対価としての有償性がないとみなされるようすることで運送業許可は不要と考えます。下請法等の観点からも、本業に不随して本業の費用だけ支払、その付帯行為である搬送を無償で行わせることは違法行為ですから、実際は有償性がないことは理論上ありえないので、Q&Aの内容を総合すると請求の仕方としてそうすることを示唆されているように読めます。

４．公表の延期の希望（希望する場合のみ）

とくにありません

５．連絡先

[redacted]

第２号様式

法令適用事前確認手続　回答書

令和８年５月１４日

[redacted]

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和８年４月 14 日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

１　回答

照会のあった事実については、貨物自動車運送事業法第３条の適用対象となると考えられる。

２　当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

本件運送行為については、建機に係るリース業の一環として密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為がリース業の過程に包摂しているものと認められるが、照会書に記載の通り、名目の如何にかかわらず運送の対価としての有償性がある場合には、貨物自動車運送事業法第３条の適用対象となると考えられる。

なお、運送事業以外の事業に付帯して密接不可分のものとして行われるものであるかどうか、有償性を有するものであるかどうか等については、個々の事案ごとに判断することとなる。

個別具体のご相談については、運輸局及び運輸支局へお問い合わせください。